

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年7月2日法律第134号）第26条の5	特別障害者手当の受給資格の認定	障がい福祉課

- 1 審査基準は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、障害児童福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について（昭和60年12月28日社 更第162号）に定める基準を審査基準とする。
- 2 標準処理期間は、30日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。